

第6章 給水装置工事の申込み

第1節 主任技術者及び配管技能者

1 給水装置工事主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の職務は、給水装置工事に関する技術上の管理、工事に従事する者の技術上の監督指導、関係機関と工事、工期、その他工事上の条件に関する連絡調整を行うことである。

また、配水管から給水管を分岐する工事及び分岐部からメーターまでの工事を行う場合には、管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう施工しなくてはならないことから、主任技術者は、現場での立会いを必ず行い、これに関する連絡調整を行うこと。

2 施行規則第36条第2号の技能を有する者の職務及び資格

分水栓の取付け、配水管の穿孔、配水管から水道メーターまでの給水装置工事を行う場合には、施行規則第36条第2号に定められた適切に工事を行える技能を有するものを従事させ、又は監督させる必要がある。

厚生労働省の通知等による適切な技能を有する配管技能者の資格等は次のとおりである。

ア 水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士

ウ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程の修了者

エ 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力訓練施設の配管科課程の修了者

オ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定の合格者

※ただし、分水栓の取付け、穿孔作業は、上記オの合格者のみ行えるものとする。

第2節 調査

調査は、設計の基礎となる重要な事項であるので、漏れがないよう慎重かつ念入りに行い、次号に掲げる事項を調査し、工事ができないときには、その旨を給水装置の工事申込者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

1 事前調査

(1) 工事場所の区域

給水区域、給水可能区域、高(低)区系給水区域、標高等の確認をすること。

(2) 配水管の施設状況

配水管からの分岐、増径工事等を行う場合は、付近の配水管布設の状況及び最小動水圧を調査すること。

(3) 給水管の布設状況

既設給水装置からの分岐、増径工事等を行う場合は、給水台帳から既設給水管の布設状況を調査すること。

(4) 給水装置の所有者

給水装置の改造又は撤去を行う場合は、標識番号、メーター番号、所有者等を調査すること。

(5) 分岐承諾及び土地承諾

ア 他人の給水装置から分岐又は増径工事を行う場合、その給水装置の所有者を調査し、事前

に承諾を得ること。

イ 他人の土地に給水装置を敷設する場合、その土地の所有者を調査し、事前に承諾を得ること。

2 現場調査

次に掲げる事項について、申込者又は代理人の立会いを求めて現地調査し、確認すること。

(1) 必要水量

申込者が必要とする水量を確保できること。

(2) 配水管の布設位置

配水管の位置は、最寄りの消火栓又は仕切弁により確認すること。これが困難な場合は、近隣の標識番号を調査し、その給水台帳から位置を確認すること。

(3) 材料の選定及び布設位置

設置場所に適応した器具及び材料を選定し、適切かつ経済的な配管の布設位置を決定すること。

(4) 既設の給水管の布設位置

既設の給水管の布設位置は、事前調査のものと照合し、管種、口径、止水栓の種類等を再確認すること。必要に応じて試験掘り等を行い、その有無、埋設位置等を明確にすること。

(5) 通水確認

既設の給水管の穿孔箇所が錆等により閉塞していないか通水確認を行うこと。

(6) 道路等の状況調査

道路・河川等の占用を要するものは、その種別、掘削の可否、復旧条件及び他の埋設との関係を確認すること。

(7) その他の留意点

ア 床下は避け、掘削を行いやすい場所であること。

イ 掘削しても構造物に影響を及ぼさない場所であること。

ウ 汚水管等他の埋設物とは0.3m以上離すか、又は上方に布設すること。

エ 交通、歩行に支障のないこと。

オ 火気その他危険物のない場所であること。

カ 断水を伴う作業は極力避けること。

第3節 事前協議

1 大口径の給水管

2階建て以下の建築物において、口径40mm以上のメーターを設置して直結給水とする場合は、給水装置工事申込提出の前に、事前協議を管理者と行うこと。

(1) 事前協議

『給水計画承諾願書』（様式第2号）に、次のア～オまでを添付して、管理者に1部提出すること。

ア 位置図

イ 配管平面図（口径・延長明記）

ウ 配管立体図（口径・延長明記）

エ 水理計算書

オ その他必要書類

(2) 事前協議省略について

次のア～エのすべて又はオに該当する場合は事前協議を省略できる。

ア 水道メーターが 40mm であること

イ 総給水用具数が 30 個以下であること

ウ スプリンクラー設備が設置されていないこと

エ デイサービス、コインランドリー、食品加工の工場、スーパー等同時使用水量が多い建築物ではないこと

オ その他管理者が不要と判断したもの

ただし、申込者は直結給水に係る誓約事項に遵守するものとし、その旨を給水装置工事申込書へ記載すること。誓約事項については以下のとおりである。

・配水管の水圧変動による出水不良、配水管工事等に伴う断水、濁水等による一時的な出水不良に異議申し立てをしません。

2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

消防法施行令別表第 1 (6) 項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 m²未満のもの(一定の防火区画を有するものを除く。)に設置される特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下「特定スプリンクラー設備」という。)を設置する場合は、水圧測定及び事前協議書を提出すること。ただし、消火水槽方式等で管理者が不要と認めた場合は省略することができる。

なお、特定スプリンクラー設備のうち「水道直結式スプリンクラー設備」は、法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当する。設置基準及び手続きについては、別に「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」を静岡市ホームページ上で参照すること。

3 直結式貯水設備

直結給水方式で非常用飲料貯水槽や貯水機能付給水管を設置する場合は、仕様及び管理方法等について事前に協議すること。

第 4 節 給水装置工事の申込み

1 給水装置工事申込書の記入方法

申込書については、次の基準に従って正本副本一部ずつ作成し、静岡市公文例規程第 8 条を参考として、明瞭な書体を用いて記入すること。

① 標識番号 (赤文字記入)

新設は、新設工事の手続きをしたときに給水装置係で記入、改造等は既設の番号を記入して申込みすること。

② 関連標識番号 (赤文字記入)

アパート等で分岐元や分岐先がある。他の給水装置より分岐、又は他の給水装置に分岐しているときに記入する。

③ 給水装置設置場所

住居表示で記入する。枝番が確定していない場合は、〇〇ーで申込み、完成時に枝番を記入する。町コードはコード一覧表で確認して記入する。

④種類・区分

種 類	1 専 用	区 分	1 新 設 件
	2 共 用		2 改 造 件
	3 私設消火栓		3 撤 去 件
			4 件

該当する番号に○印を付ける。区分にない工事は、「4」に記入する。

⑤案内図

CAD・手書き又はゼンリン地図等（ゼンリン地図等の使用許諾等必要事項は申込者の責任において行うこと）

地図番号は、ゼンリン地図等のページを記入する。

設置場所がすぐわかるように、赤枠の中を斜線で図示する。

上部を北方向とし、方位を記入する。

⑥申込者（所有者）

申込者（所有者）が署名又は記名する。申込者（所有者）が複数の場合は、代表者名とする。

申込者（所有者）になれる者は、土地の所有者又は建築物等の所有者のみ。借家、貸しビルの入居者は申込者（所有者）にはなれない。

申込者が法人の場合は、名称及び代表者名（肩書含む）を記載すること。

⑦代理人

申込者（所有者）が市外に居住する場合は、代理人を選定し記入する。

代理人は、市内居住者とする。

⑧静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者

指定工事事業者名及び代表者名を記入する。

指定工事事業者コードは、局の指定番号を記入する。

給水装置工事主任技術者が署名又は記名し、免許番号を記入する。

施行規則第36条第2号の技能を有する者が署名又は記名する。

⑨給水方式、受水槽容量、給水管占用場所、道路・河川等占用許可番号、道路工事等施行承認書許可番号、道路使用許可番号、分岐配水管、分岐給水管、設置メーター、用途、所有者変更

該当するものに記入又は丸で囲む。

申込時に発行されていない許可番号は、完成届出書を提出する時に記入する。

⑩上下水道局納入金

審査手数料、検査手数料を計算し、記入する。

⑪新設メーター貸与日又は既設メーター番号

新設メーターは、メーター貸与時に局担当が記入する。既設メーターがある場合には、申込時に記入する。

⑫土地・私道・家屋等所有者承諾

土地通過、申込者（所有者）と土地、構造物の所有者が違う場合等は、その所有者の住所、氏名を記入し、承諾を得る。なお、複数の他人の土地を通過する場合には、それぞれの土地所有者の承諾を得、所有者がいない場合は、その相続人の承諾を得る。

⑬分岐・増径等給水管所有者承諾

局布設以外の給水管より分岐して給水装置工事を行う場合には、その管を布設した者又はその所有者の住所、氏名、承諾を得る。所有者がいない場合には、その相続人より同意を得る。

⑭指定給水装置工事事業者が確認した旨の記載

所有者承諾、利害関係人等が署名し、又は記名したことについて記載する。

⑮協議欄

(1) 記入が必要な場合

- ア 協議や許可条件を必要とする給水装置工事
- イ 他の工事に伴う給水装置工事
- ウ 説明を必要とする複雑な給水装置工事

(2) 記入上の注意事項

- ア 給水装置工事を行うことにより他の給水装置を撤去するときは、その標識番号を記入すること。
- イ 許可条件を付された場合、必ず申込者本人の署名又は記名で承認を得ること。
- ウ 申込書の記載欄が不足する場合は、協議欄に記載すること。
- エ その他必要に応じて記入すること。

(3) 給水装置工事承認に係る条件等

	申込者の承諾が必要な給水装置工事	管理者が付する給水許可条件 (例文)
ア	口径 13mm のメーターを引き続き使用する 場合	口径不足による給水不良が生じた場合は、 申込者が改造工事を行います。
イ	給水管の口径に対して水栓の数が多い 場合	
ウ	メーターが官民境界から離れたところ にあり、止水栓が2つ以上ある場合	第一止水栓以降の維持管理は、申込者が 行います。
エ	給水装置申込場所で、井戸(山水)等を 使用している場合	井戸(山水)等と接続しません。
オ	活水器等を設置する場合	活水器等の維持管理を適切に行います。
カ		管理を怠ったことにより生じた問題は、 当事者間で解決します。
キ	水圧が低い地域(水圧 0.2Mpa 未満)で 二階にキッチンや風呂等使用水量が多 い水栓がある場合	水量・水圧不足による給水不良が生じた 場合は、申込者が改造工事を行います。
ク	将来使用予定があり、1敷地2引込とし たい場合(既設引き込みに限る)※	「1-○○○○○○○○」の給水装置は将来 使用する為残します。維持管理は申込者 が責任をもって行います。
ケ	既設給水引込管(GP)を改造工事で更新 しない場合	メーター1次側の給水管(GP)の利用に ついて、赤水等の問題が生じた場合は申 込者にてすべて解決します。
コ	施工基準による給水装置工事ができな い場合	管理者の指示による。
サ	管理者が条件を必要と判断した場合	

※事前に管理者と協議すること。

⑯使用材料表 (材料表の見本 P69 を参照)

使用する材料の形状、寸法、数量、単位、認証番号を明確に記入すること。形状、寸法、数量は設計図面と整合していること。

⑰～⑳給水装置工事申込書の図面作成については、P59～68 の参考図を参照して作成すること。

2 申込用紙

- (1) 用紙の厚さ : 正本は、四六判 110kg とする。
- (2) 用紙の大きさ : A4 判
- (3) 印刷 : 両面印刷

3 申込場所

給水装置工事申込書は、給水装置設置場所に関わらず、水道建設・維持課給水装置係、水道事務所給水装置係で受け付ける。

ただし、設計審査及び工事検査については、担当する区ごとに、葵区及び駿河区は水道建設・維持課給水装置係、清水区は水道事務所給水装置係で行う。

4 給水装置工事に係る手数料

給水装置工事に係る設計審査及び工事検査手数料は、1件につき、条例第32条第1項2号及び第3号に掲げる金額とする。

なお、静岡市では、水道加入金、水道負担金を徴収していない。

設計審査

区分	手数料の額
メーターの口径が 25mm 以下	2,400 円
メーターの口径が 30mm 又は 40mm	3,500 円
メーターの口径が 50mm 以上	7,500 円

工事検査

区分	手数料の額
メーターの口径が 25mm 以下	3,000 円
メーターの口径が 30mm 又は 40mm	4,200 円
メーターの口径が 50mm 以上	9,100 円

既に徴収した手数料は、還付しない。

給水装置工事申込書

受付番号

完成検査					設計審査						
受付日	年	月	日	標識番号	①	関連標識番号	②				
給水装置設置場所	静岡市 区 ③				種	1 専用	区	1 新設 件			
町コード ()					類	2 共用	分	2 改造 件			
						3 私設消火栓		3 撤去 件			
								4 件			
地図番号	⑤				(宛先) 静岡市公営企業管理者 静岡市水道事業給水条例第3条の規定により上記場所の給水装置工事の申込みをします。静岡市水道事業給水条例等を遵守することを誓約し、下記の静岡市上下水道局指定給水装置工事業者に給水装置工事の施工(手数料及び工事費の納付を含む。)に係る一切の権限を委任します。また、この申込書を上下水道局で保管することを承諾します。 町コード() 申込者住所 又は所在地 ⑥ (所有者) フリガナ 氏名又は名称 及び代表者名 住所又は 代理人 所在地 ⑦ 氏名又は名称 及び代表者名						
給水方法	□直圧・□増圧・□受水槽・□併用				工事店コード() 静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者						
階層	階 戸数 戸				所在地						
受水槽容量	受水槽	呼称	m ³	高架水槽	m ³	事業者名 ⑧					
		有効	m ³	ポンプ数	台	代表者名					
給水管占用場所	国道・県道・市道・私道・赤道・官地 里道・河川・他()				電話						
道路・河川等 占用許可番号	⑨				給水装置工事主任技術者						
道路使用 許可番号					免許番号(第 号)						
分岐配水管(mm)	管種	DIP・HPPE・HIVP・VP・他()			氏名						
	口径	300・250・200・150・100・75・50・他			水道法施行規則第36条第2号の技能を有する者 資格名						
分岐給水管(mm)	管種	PP・LP・HIVP・VP・他()			口径	mm					
設置メーター	口径・ 個数	mm	個	mm	個	給水装置工事配管技能者番号 第 号					
用途	専用住宅・集合住宅・併用住宅・店舗ビル・工所用・店舗 公共施設・一般ビル・病院()・他()				氏名						
所有者変更	有・無										
上下水道局 納入金	審査手数料	口径	件数	単価(円)	小計(円)	工事着手承認日		年 月 日			
		mm	件			工事着手日		年 月 日			
		mm	件			検査合格日		年 月 日			
		mm	件			検査手数料 納付確認		検査手数料 納付書発行		審査手数料 納付確認	
		計	件	計		審査手数料 納付書発行					
	検査手数料	口径	件数	単価(円)	小計(円)						
		mm	件								
		mm	件								
		mm	件								
		計	件	計							
新設メーター出庫日及びメーター番号又は既設メーター番号 年 月 日											
新設・既設・口径 mm		新設・既設・口径 mm		新設・既設・口径 mm						⑩	
番号		番号		番号						番号	

(注)

- 1 太枠線内を記入してください。
- 2 位置図〔給水(申込)家屋、道路路線名、道路状況、主要な建物を記入してください。〕
- 3 この様式は、両面印刷としてください。
(定型約款の表示) 静岡市水道事業給水条例(平成15年静岡市条例第299号)が契約の内容となります。

道路部分（縦・横）断面図

⑰


立体図

⑱

枚中 枚

給水装置設置場所		標 識 番 号	受付番号
----------	--	---------	------

平 面 図



(注) 平面図 (方位、道路幅員、地番、世帯名、標識番号、関連標識番号、関連図、管理設位置、止水栓、他の地下埋設物、深度、オフセット、縮尺その他必要なもの)

枚中 枚

㊟

枚中 枚

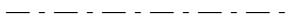
給水装置工事申込書の図面作成について（参考図）

記入方法

配管の管種の表示記号及び単位

管種	表示記号	単位	管種	表示記号	単位
水道用硬質塩化 ビニルライニング鋼管	S G P - V	A	水道用 架橋ポリエチレン管	X P E P	mm
水道用耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	S G P - H V	A	水道用ポリブテン管	P B P	mm
水道用ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	S G P - P	A	水道用ダクタイル鋳鉄 管	D I P	mm
水道用塗履装鋼管	S T W P	mm	水道用鋳鉄管	C I P	mm inch
水道用ステンレス鋼管	S S P	mm	水道用鉛管	L P	mm
水道用銅管	C P	mm	水道用亜鉛めっき鋼管	G P	mm
水道用 硬質ポリ塩化ビニル管	V P	mm	水道配水用 ポリエチレン管	H P P E	mm
水道用耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビニル管	H I V P	mm	水道用 石綿セメント管	A C P	mm
水道用ポリエチレン 二層管（1種二層管）	P P	mm			

線

配水管  黒・一点鎖線

給水管（新設）  赤・実線

給水管（既設）  黒・破線

給水管  赤・破線

（別申請の同時工事）

井水（新、既設共）  緑・線上の⊕

簡水（新、既設共）  緑・線上の⊖ （葵・駿河区は、別途申請あり）

親メーター一括検針の受水槽以下  赤・破線

各戸検針の受水槽以下  赤・実線

（受水槽以下給水設備設置基準適合認定申請書）

撤去（廃止）黒・破線（既設配管）を斜線で消す  斜線は赤

引出線

新設（赤） 既設（黒）

太さ

配水管（太） 給水管（中） 引出線（細） （区別して分かりやすく記入すること）

シンボルマーク（記号）

（財団法人 給水工事技術振興財団 給水装置工事技能者講習会テキスト）記載の記号を参照する。

※一部、独自に作成あり。

給水管の表示記号

名称	表示記号	名称	表示記号	名称	表示記号
仕切弁		消火栓		管の交差	
止水栓 (ボール式 伸縮止水栓ほか)		防護管 (さや管)		メーター	
逆止弁		ヘッダ		逆止弁付 ボール式 伸縮止水栓	
プラグ止		分水止			

給水栓類その他の表示記号

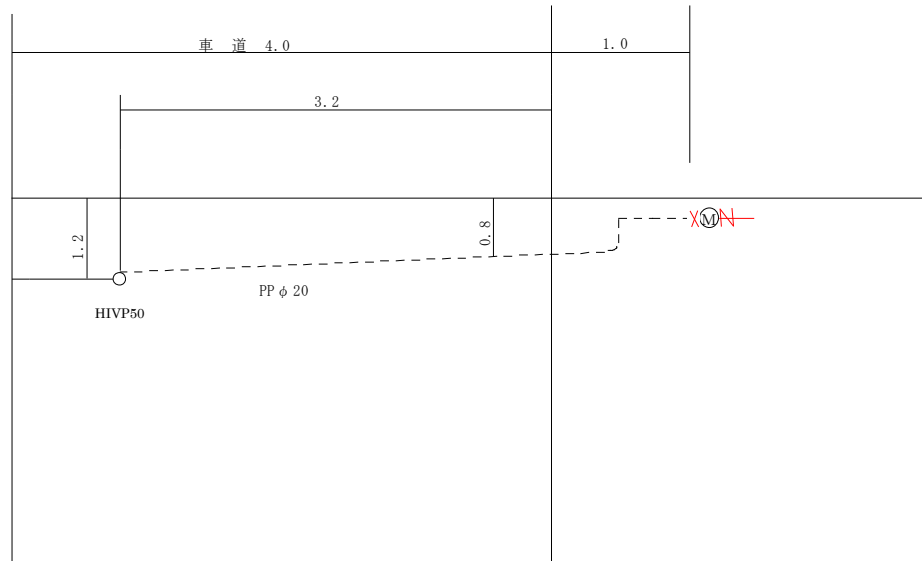
種別	表示記号	種別	表示記号	種別	表示記号
給水栓類		混合水栓		フラッシュバルブ	
ボール タップ		特殊器具			

受水槽その他の表示記号

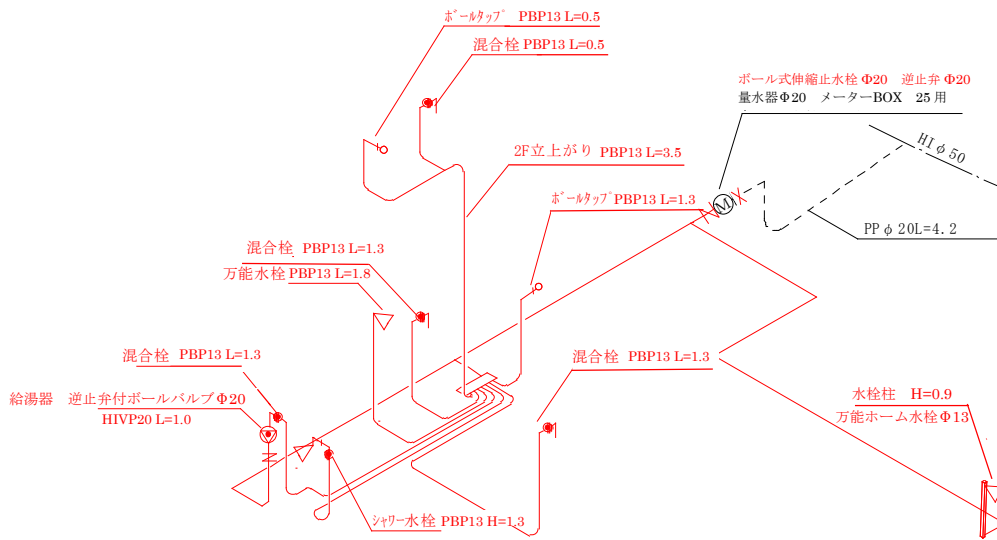
種別	受水槽	高置水槽	ポンプ	直結増圧ポンプ
記号	メータバイパスユニット φ40、φ50 (逆止弁付)	メータバイパスユニット φ75 (逆止弁無)	複式メーターユニット (4系統)	複式メーターユニット (3系統)
	複式メーターユニット (2系統)			

給水装置設置場所		標識番号		受付番号	
----------	--	------	--	------	--

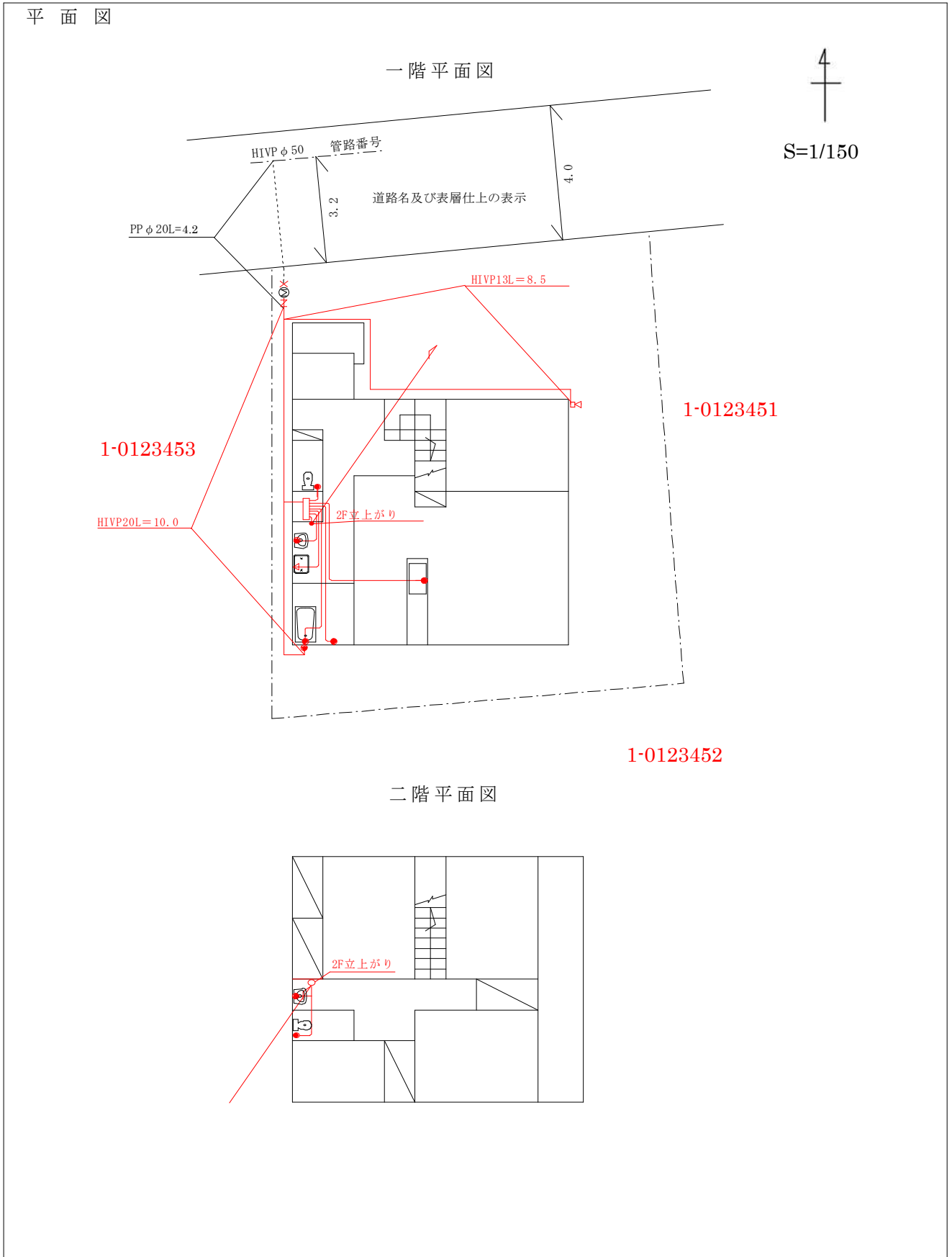
道路部分 (縦横) 断面図



立体図



枚中 枚

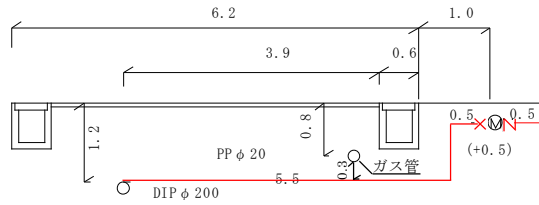


枚中 枚

給水装置設置場所		標識番号	受付番号
----------	--	------	------

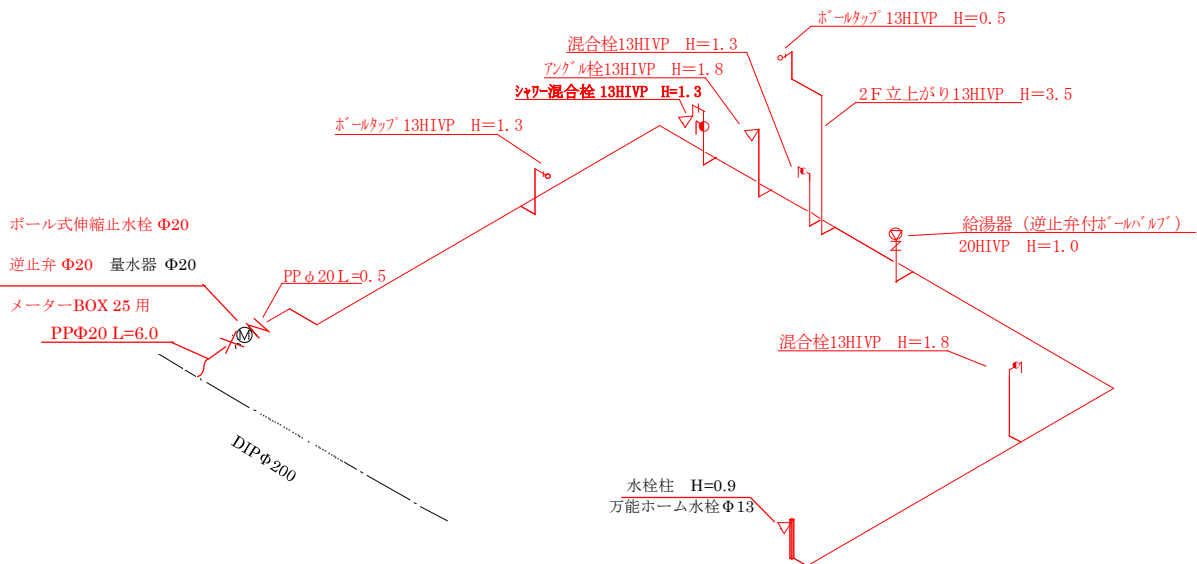
道路部分 (縦横) 断面図

メーター先管種切替位置まで記入



既設管 黒点線
新設管 赤実線

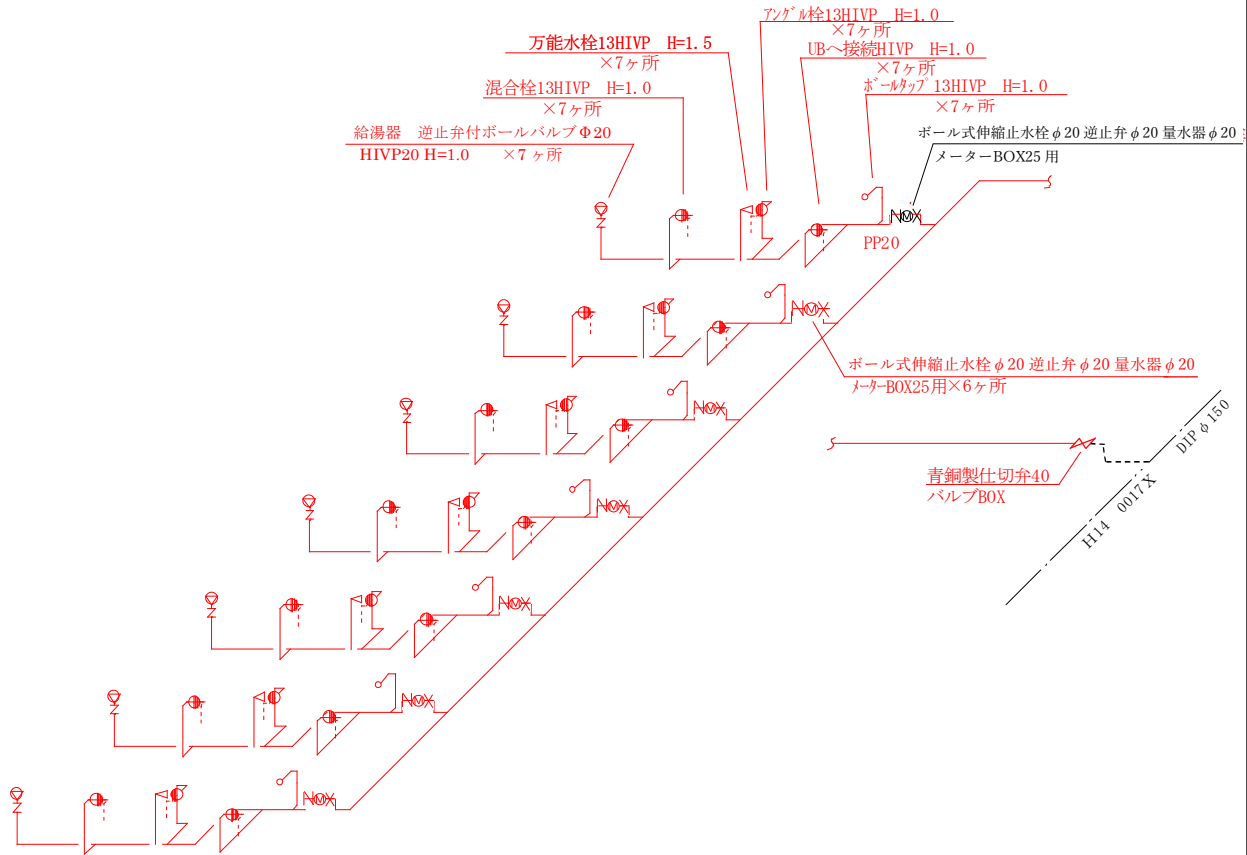
立体図



枚中 枚

給水装置設置場所		標識番号		受付番号
----------	--	------	--	------

立体図



枚中 枚

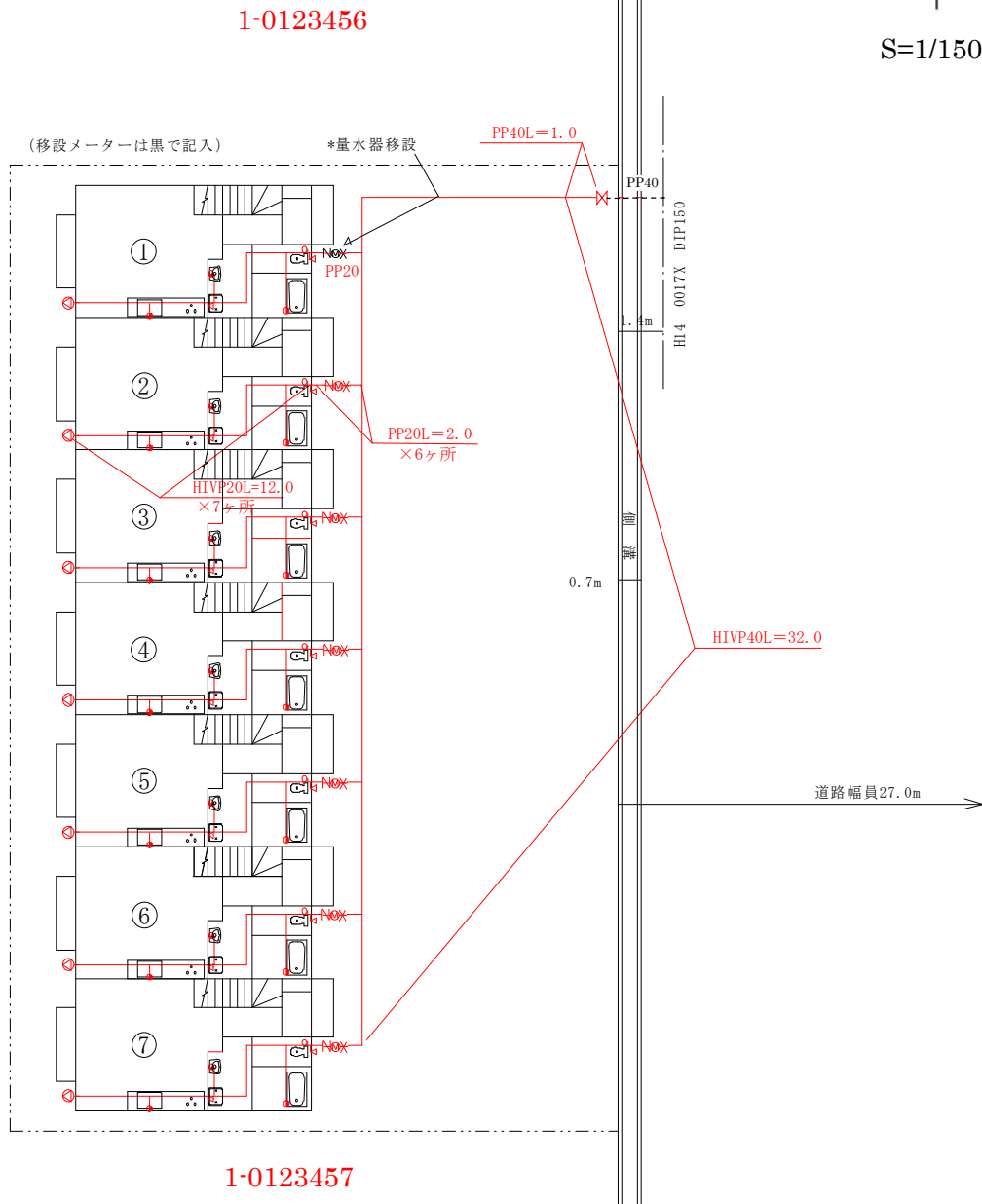
平面図

	部屋番号	標職番号	量水器番号
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

※ 左表は、申請時に作成し
完成時にはすべて記入すること
各部屋のメーターの位置が分かるように部
屋番号を図面に記載すること

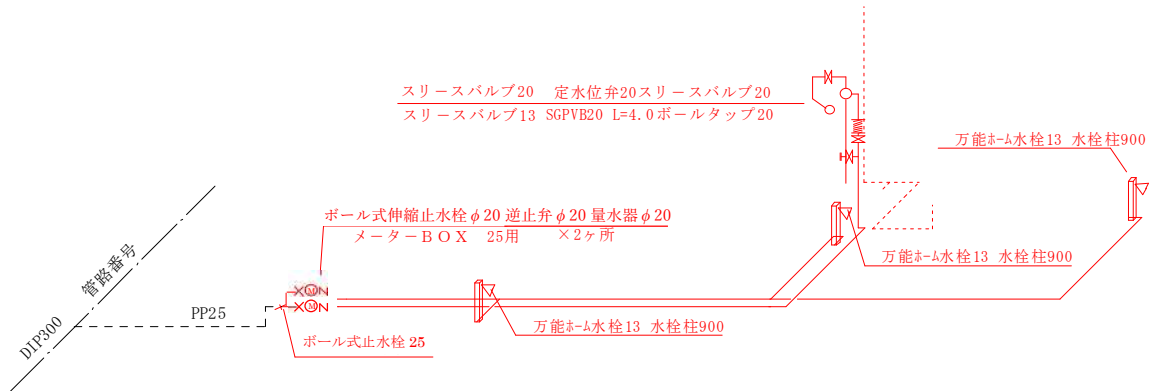


S=1/150



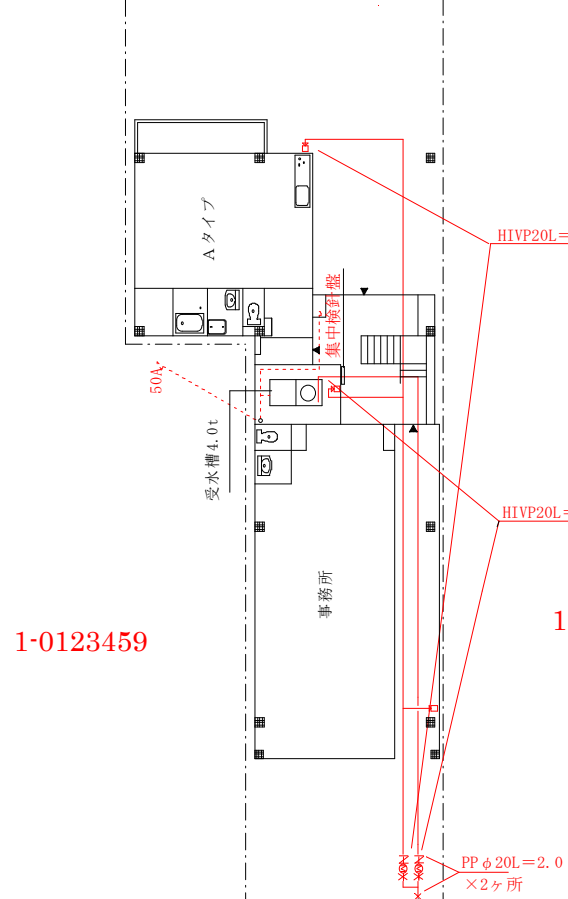
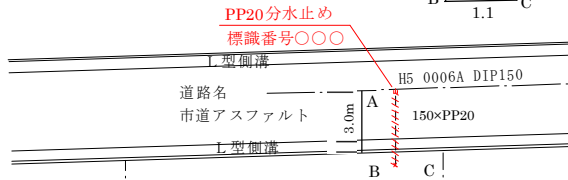
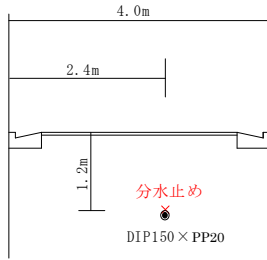
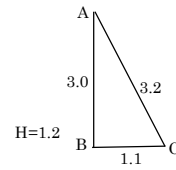
枚中 枚

立体図



平面図

	標識番号	メーター番号
親		
散水柱		



1-0123459

1-0123458



枚 中 枚

見 本

給 水 装 置 設 置 場 所		標 識 番 号		受付番号
使 用 材 料				
品名	形状及び形状	規格及び認証番号	数量	単位
割T字管（耐震型バルブ付き）	Φ○○○×Φ○○	JWWA 認証品	○	個
サドル付分水栓	Φ○○○×Φ○○	JWWA B117	○	個
水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓	Φ○○○×Φ○○	JWWA B136	○	個
水道配水用ポリエチレン管	Φ○○	JWWA K144	○○.○	m
水道配水用ポリエチレン管継手		JWWA K145	1	式
水道用ポリエチレン二層管（1種二層管）	Φ○○	JIS K 6762 1種二層管	○○.○	m
水道用ポリエチレン二層管継手		JWWA B116	1	式
ボール式止水栓	Φ○○	JWWA B108	○	個
青銅製仕切弁	Φ○○	JIS B2011	○	個
メタルパッキン	Φ○○		○	個
仕切弁筐 道路用	Φ○○		○	個
止水栓筐 道路用	Φ○○	鋳鉄製	○	個
埋設明示テープ		50W	○○.○	m
埋設明示シート		150W	○○.○	m
ロケーティングワイヤー			○○.○	m
メーターボックス	Φ○○用	静岡市型	○	個
ボール式伸縮止水栓	Φ○○	JWWA 認証品	○	個
ボール式伸縮止水栓	Φ○○	JWWA 認証品 ハンドル着脱式	○	個
万能ホーム水栓		JIS B 2061	○	個
水栓柱		JIS K 6742	○	個
水道用ソフトシール弁	Φ○○	JWWA B 120	○	個
水道用架橋ポリエチレン管	Φ○○	JIS K 6787	○○.○	m
水道用架橋ポリエチレン管継手		JIS K 6788	1	式
水道用ポリブテン管	Φ○○	JIS K 6778	○○.○	m
水道用ポリブテン管継手		JIS K 6779	1	式
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	Φ○○	JIS K 6742	○○.○	m
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手		JIS K 6743	1	式
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	Φ○○	JWWA K 116	○○.○	m
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管継手		JWWA K 150	1	式
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	Φ○○	JWWA K 132	○○.○	m
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管継手		JWWA K 150	1	式
逆止弁付ボールバルブ	Φ○○	JWWA 認証品	○	個
定水位弁	Φ○○	JWWA 認証品	○	個
給湯器		JWWA JHIA JIA JET 認証品	○	台
HI 鋼管ユニオン・伸縮継手		JIS K 6743	1	式
単式逆止弁	Φ○○	JWWA B129	○	個
メータバイパスユニット	Φ○○	JWWA 認証品	○	個
複式逆止弁	Φ○○	JWWA B129	○	個
減圧式逆流防止器	Φ○○	JWWA B134	○	個
				枚中 枚

第5節 受水槽以下の給水設備工事の申請

受水槽以下の給水設備工事の申請については、次のとおりに行うこと。なお、記載のない事項は、第6章の内容に準じて行うこと。

1 申請書の記入方法

受水槽以下給水設備設置基準適合認定申請書（様式第6号）については、次の基準に従って記入すること。

①給水装置

給水装置の設置年月日及び管種を記入する。

②受水槽関係・給水方法

該当するものに記入する。

③メーター、集中検針盤の種類、建築物の名称

該当するものに記入する。メーター番号は、メーター貸与時に記入する。

④審査・検査委託料

静岡市受水槽以下の給水設備の設計審査及び工事検査委託契約書において、取り決めた金額を記入する。

⑤標識番号・部屋番号・メーター番号一覧表

メーター貸与時に、標識番号・メーター番号を記入する。

2 非常用給水栓設置に係る誓約書

受水槽に非常用給水栓を設置する場合は、事前協議の上、設置箇所を決定すること。事前協議に当たり、誓約書（受水槽非常用給水栓設置）（様式第8号）を提出することとし、着手前写真、設置位置図、盗水防止止水栓等の詳細図を添付すること。

3 委託契約の締結

受水槽以下の給水設備基準適合認定後、設計審査・工事検査業務の契約を締結する。この契約の締結を証するために契約書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

4 メーター貸与

中間検査合格後、メーターを貸与する。

5 通水試験・短絡試験・メーター指針確認

これらの試験を実施する場合は、管理者の立会いのもと実施すること。

受水槽以下給水設備設置基準適合認定書の図面作成については、P73～77の参考図を参照して作成すること。

(様式第6号)

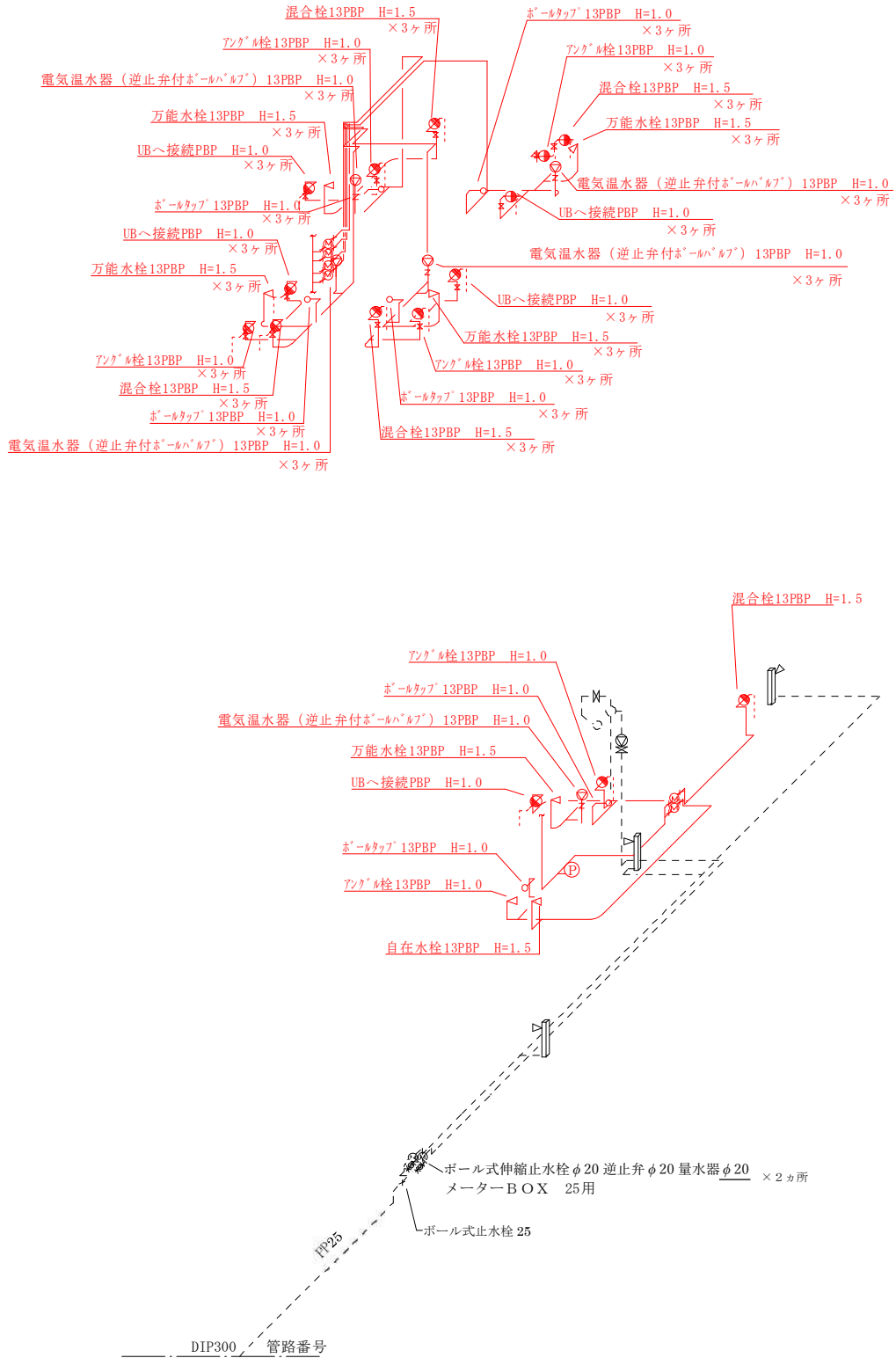
受水槽以下給水設備設置基準適合認定申請書

		課(所)長		係長		係		受付		
受付番号										
申請年月日	年 月 日		受水槽以下 標識番号		給水装置 標識番号		親メーター			
							非常用メーター			
設備場所 町コード ()	静岡市					区 分	1 新設		件	
							2 改造		件	
							3 撤去		件	
							4		件	
(あて先) 静岡市公営企業管理者 水道の水のみを水源とする、受水槽以下の給水設備の各戸検針、各戸料金徴収に関する取扱要綱第4条第1項の規定により、上記場所の受水槽以下の給水設備について、受水槽以下給水設備設置基準に適合する旨を認定していただきたく、申請します。 水道の水のみを水源とする、受水槽以下の給水設備の各戸検針、各戸料金徴収に関する取扱要綱を遵守することを誓約し、右記の静岡市上下水道局指定給水装置工事業者に、受水槽以下の給水設備の施工に係る一切の権限を委任します。					工事店コード() 静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者 所在地 事業者名 代表者名 電 話 給水装置工事主任技術者 免許番号 第 号 氏 名					
申請者住所 町コード ()		フリガナ			申請者氏名					
給水装置	給水装置の設置年月日及び管種 年 ① 月 日				親メーター 口径 mm メーター番号					
	管 種 <input type="checkbox"/> LP ・ <input type="checkbox"/> PP ・ <input type="checkbox"/> その他				非常用給水栓メーター ③ 口径 mm メーター番号					
受水槽	設置場所		<input type="checkbox"/> 屋内地上 ・ <input type="checkbox"/> 屋内地下 <input type="checkbox"/> 屋外地上 ・ <input type="checkbox"/> 屋外地下			メーター		<input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> リモート <input type="checkbox"/> 平型直読		口径 mm 個 口径 mm 個 口径 mm 個
	構造 ②		<input type="checkbox"/> FRP製 ・ <input type="checkbox"/> ステンレス製 <input type="checkbox"/> RC製 ・ <input type="checkbox"/> その他			集中検針盤の種類		製		
関係	容量		受水槽 呼称 m ³ 有効 m ³ その他 呼称 m ³ 有効 m ³		建築物の名称		受水槽及び設備器具等の非常時における連絡先			
	定水位弁		φ mm 個 製 φ mm 個 製							
係	時間差給水		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1日2回給水 <input type="checkbox"/> 1日1回夜間給水							
	給水方法		<input type="checkbox"/> 高架(置)水槽又は給水塔方式 <input type="checkbox"/> タンクレス方式 <input type="checkbox"/> 圧力タンク方式							
審査・検査委託料 個数 個 合計 ④ 円		審査・検査委託契約日 年 月 日 担当		審査・検査委託料 納金確認日		工事検査合格日 年 月 日 担当				

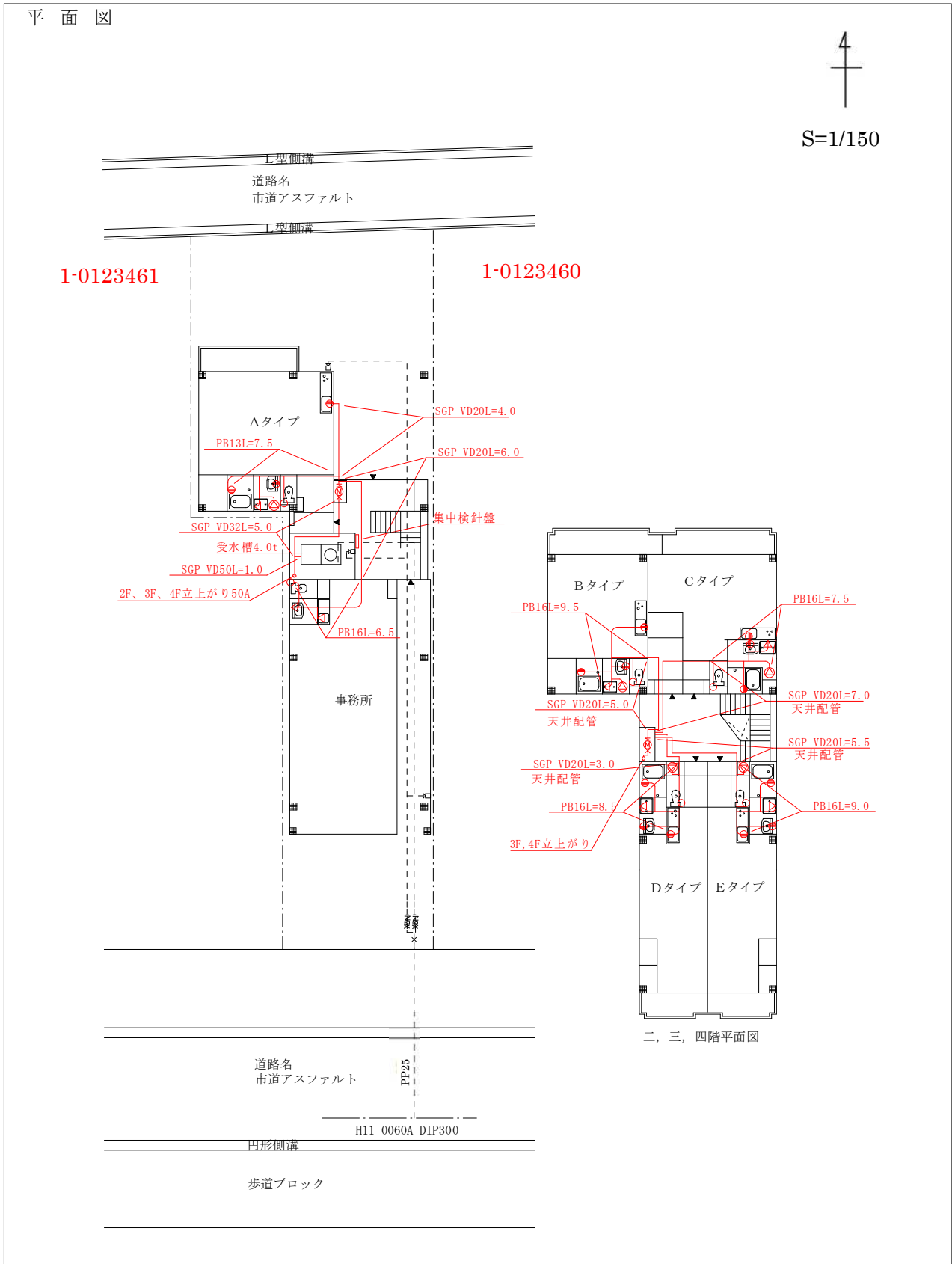
注： 太い枠線内を記入してください。

枚中 枚

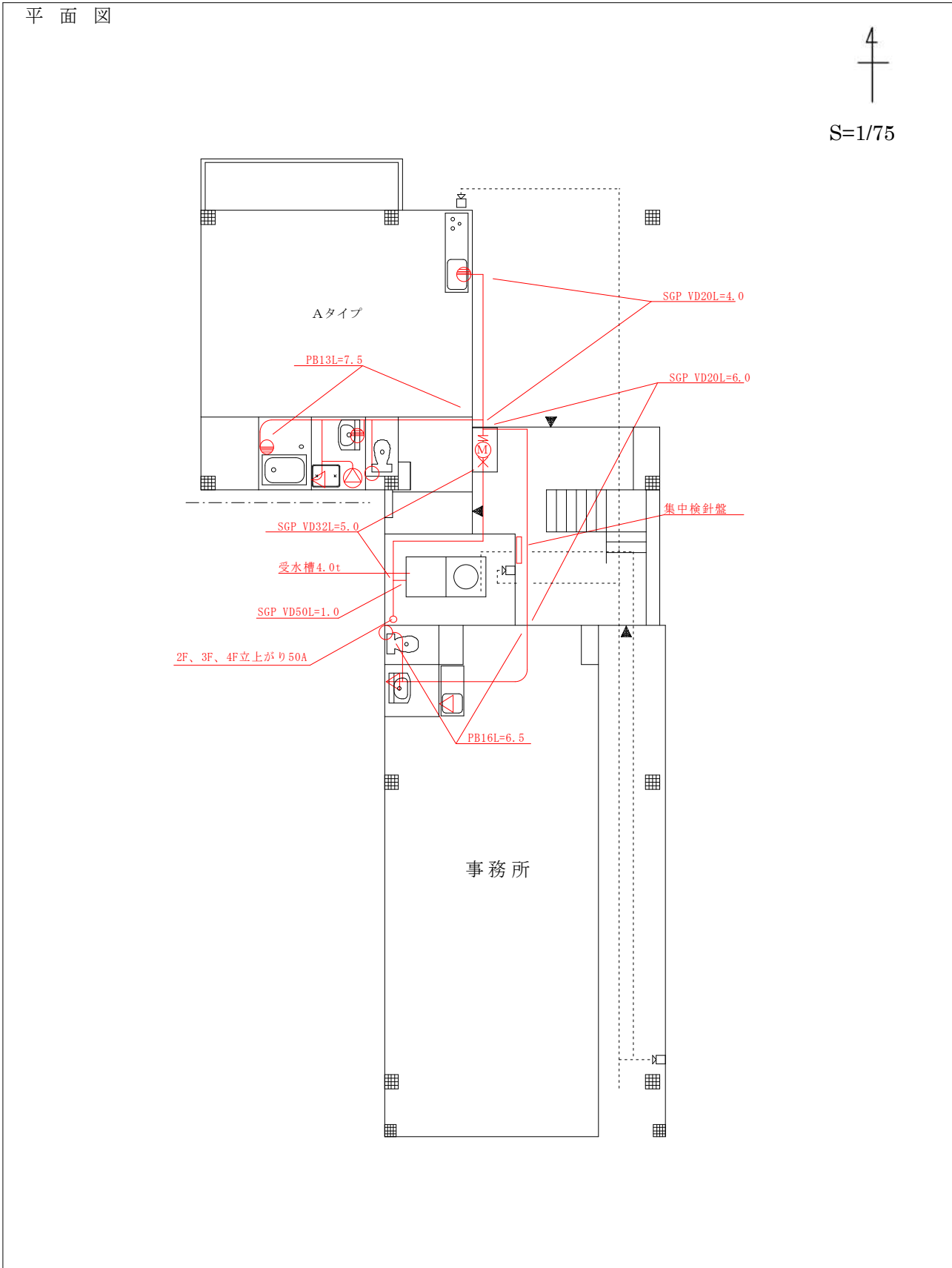
立面図



枚中 枚



枚中 枚

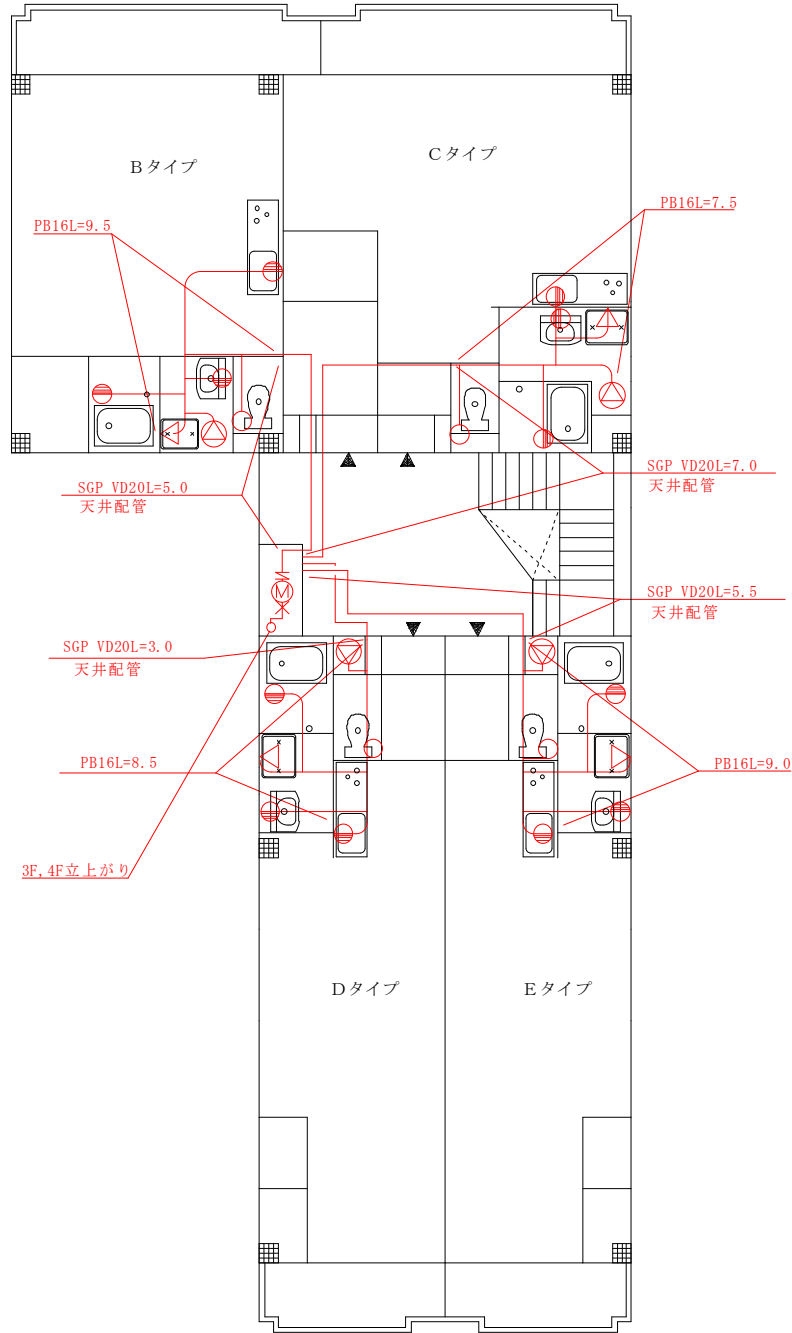


枚中 枚

平面図



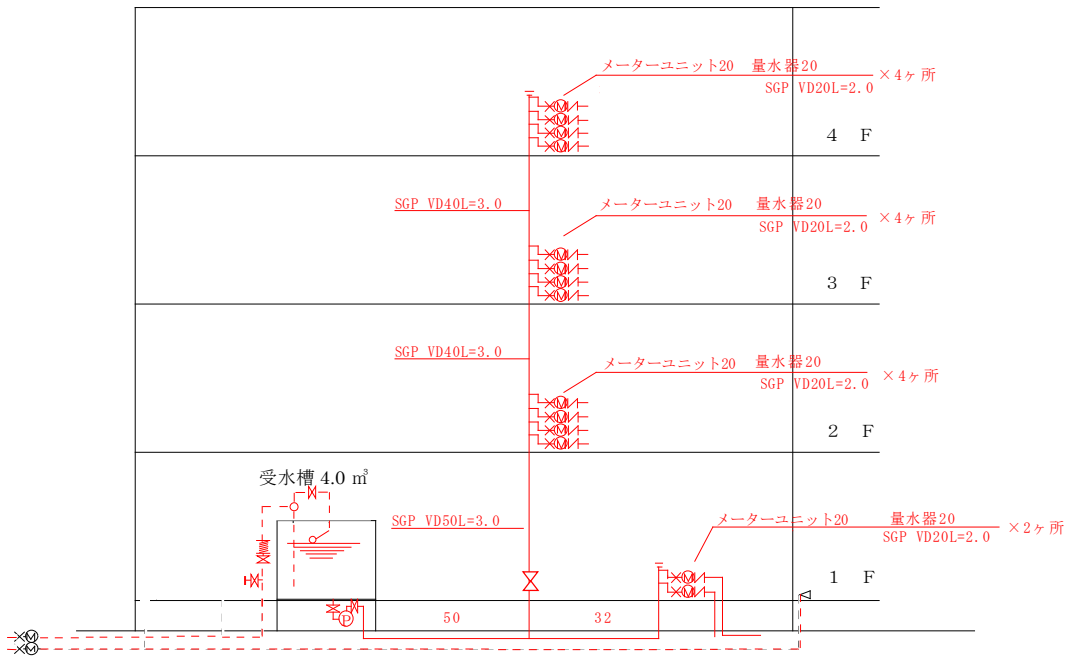
S=1/75



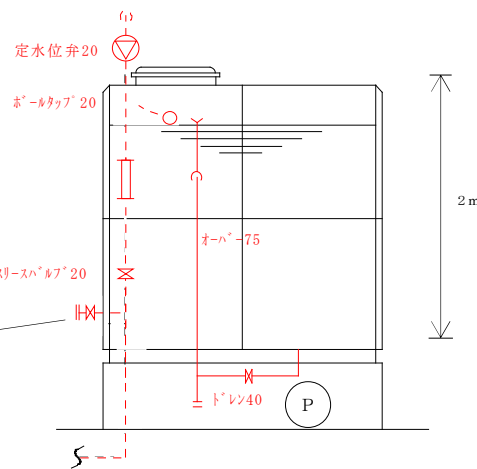
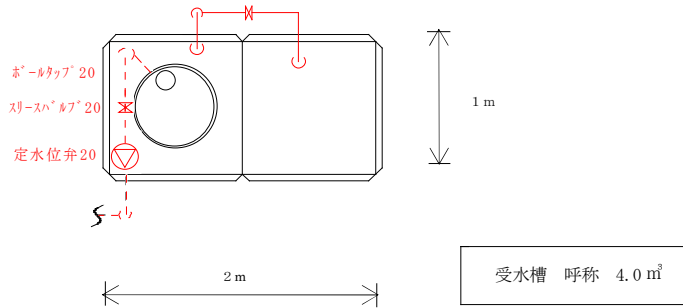
二, 三, 四階平面図

枚中 枚

平面図



系統図



親メーター一括の場合には、
泥吐は水栓とする。

泥吐
(スリース弁+プラグ止)

第6節 図面の作成

図面は、給水装置工事計画の技術的表現であり、工事施工の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確かつ容易に理解できることが重要である。このため、図面に使用する表示記号、単位等は、以下のものを標準とする。

1 記入方法

(1) 表示記号

図面に使用する表示記号は、P59～60を参照すること。

(2) 図面の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては、次のア、イ及び必要に応じて以下のウ～カの図面を作成すること。

ア 案内図……給水引込箇所（朱書）、地図番号、ゼンリン頁等を図示したもの

イ 平面図……道路（道路名称）及び建築平面図に給水装置及び配水管（管路図番号及び口径表示共）の位置を図示したもの

ウ 詳細図……平面図で示すことのできない部分を別途詳細に図示したもの

エ 立面図……建物や給水管の配管状況等を図示したもの

オ 立体図……給水管の配管状況等を立体的に図示したもの

カ 断面図……道路の縦・横断面図

(3) 縮尺

ア 平面図は、縮尺1/150を基本とし、縮尺1/75～1/500の範囲で適宜作成すること。

イ 縮尺は図面ごとに記入すること。

(4) 単位

ア 給水管及び配水管の口径の単位は「mm」とし、 Φ **（ Φ 20、 Φ 25等）で表示すること。

イ 給水管の延長の単位は「m」とし、単位記号はつけない。なお、延長は少数第1位（少数第2位を四捨五入）とすること。

2 作図

(1) 方位

作図に当たっては必ず方位・縮尺を記入し、原則として北を上にする。

(2) 案内図

給水引込箇所（朱書）、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。

(3) 平面図

平面図には、次の内容を記入すること。

ア 給水栓等給水用具の取付位置

イ 配水管からの分岐位置のオフセット（3点から測定）

ウ 布設する管種、口径、延長及び位置

エ 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）

オ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連標識番号

カ 分岐・分水止めする配水管及び既設給水管等の管種、口径

キ その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）

(4) 詳細図

平面図で表示できない部分は、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

(5) 立体図

立体図は平面で表現することができない配管状況を図示するもの。主に給水栓等の給水用具の名称等を記入すること。

(6) 断面図

配水管、共同管から分岐された敷地内までの給水引込管を図示し、引込管（既設管を含む）の種類・口径を記入すること。また、分岐する配水管の離れ、深さ、その他既設埋設物の情報も記載すること。

(7) その他

受水槽式給水の場合、図面は、直結直圧式給水部分（受水槽まで）と受水槽以下に分け、直結直圧式給水部分は「赤色実線」で、受水槽以下は「赤色破線」で図示すること。

第7節 諸手続き

給水装置工事は、次の許可を得た後に着手すること。

1 占用許可申請

- (1) 道路 道路法第32条により、道路管理者の許可を受ける。
- ア 国道・・・・・・・・・・国道1号、1号バイパス及びその側道、国道52号
 - イ 県道・・・・・・・・・・『静岡県静岡土木事務所管内図』
 - ウ 市道・・・・・・・・・・『静岡市道路台帳・道路網図』
 - エ その他の公道・・・・・・・・ア、イ以外で、公図上道路となっている道路
- (2) 河川 河川法第24条及び第26条の規定により河川管理者の許可を受ける。
- ア 国土交通省管理・・・・・・・・安倍川河川敷
 - イ 静岡県管理・・・・・・・・『静岡県静岡土木事務所管内図』
 - ウ 静岡市管理・・・・・・・・ア、イ以外の河川及び水路
- (3) 港湾 静岡県港湾管理条例により許可を受ける。
- 静岡県管理・・・・・・・・清水港管理局管内

2 道路使用許可申請

道路交通法第77条の規定により、所轄の警察署長の許可を受ける。

3 他の占有者との協議

他の埋設物（電気、ガス、NTT、工業用水等）の占有者とその埋設物の種類、規模、深さ等を事前に協議をする。

4 占用許可申請に必要な書類

占用許可申請書は許可されるまでの期間を考慮して余裕をもって提出すること。なお、占用に必要な書類は次のとおり（作成は指定工事事業者とする。）。

(1) 道路

ア 国土交通省管理

国土交通省指定の様式に必要な書類（位置図、平面図、断面図、舗装復旧断面図、事故発生時の緊急連絡先系統図、工事箇所写真、交通規制図、理由書、埋設物件確認書、公図、工程表）1部を担当する区の給水装置係に提出すること。

イ 市管理

市指定の様式を用いて道路占用許可書（必要な書類〔ア参照〕を添付）を3部作成して、担当する区の給水装置係において確認の押印をした後、土木管理課及び土木事務所（市）へ申込者（指定工事事業者）が提出すること。必要に応じて道路使用許可申請書を同時に提出すること。

ウ その他の公道（赤道）

公共用財産使用・収益許可申請書(必要な書類 [ア参照] を添付)を2部作成して、申込者が提出すること。許可が下りたら許可書と申請書の写しを担当する区の給水装置係に提出すること。

(2) 河川

ア 国土交通省管理

国土交通省指定の様式に必要な書類（位置図、平面図、断面図、舗装復旧断面図、事故発生時の緊急連絡先系統図、工事箇所写真、交通規制図、理由書、埋設物件確認書、公図、工程表）を3部添えて担当する区の給水装置係に提出すること。その後、申込者は、管理者が記名した許可申請書を国土交通省に提出すること。

イ 県管理

県指定の様式を用いて河川占用許可申請書(必要な書類 [ア参照] を添付)を3部作成して、担当する区の給水装置係へ提出すること。その後、申込者は、管理者が記名した許可申請書を河川管理者に提出すること。

ウ 市管理

市指定の許可申請書を正1部、写し2部の計3部を作成して、担当する区の給水装置係へ提出すること。その後、申込者は、管理者が記名押印した許可申請書を河川管理者に提出すること。

(3) その他

ア 静岡市道、農道、港湾は、申込者が申請し、許可を得ること。

イ 占用工事は、工事施工前に着手届を、工事完了後に完了届を提出すること。

ウ 国道、河川の申請は、担当する区の給水装置係が窓口になり、申請を行う。

第8節 工事施工の手続き

1 現場管理

工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

交通の安全等について、道路管理者及び所轄警察署長と事前協議し、万一不測の事故等が発生した場合、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、管理者に連絡をしなければならない。交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置しなければならない。また、作業員の安全についても十分に留意しなければならない。

工事によって生じた建設発生土、建設廃棄物等は、工事施工者が責任をもって適正かつ速やかに処理しなければならない。

2 給水の制限及び停止の予告

給水の制限又は停止しようとする場合は、次に掲げる事項を予定日の前日までに水道使用者に予告をしなければならない。

(1) 日時

(2) 区域

(3) 理由

(4) その他必要な事項

断水工事等をする場合は、工事施工後に水道水の濁りが発生しないよう十分注意して工事を行うこと。また、万一に備えて連絡がすぐにとれるように体制を整えておくこと。

3 提出書類

給水装置工事の申込みが承認され、占用等の許可があり、給水装置工事を施工する場合は穿孔作業申込書を提出しなければならない。

- (1) 占用許可書（本書）
占用を伴う給水装置工事のときに提出すること。位置図、掘削図を添付すること。
- (2) 道路使用許可申請書（写し）
- (3) 道路工事施工承認書（写し）
分水止工事のみなど占用を伴わない工事に提出すること。
- (4) その他
必要に応じて提出すること。また、内容についてはその都度協議すること。

4 注意事項

- (1) 道路掘削、占用を伴う給水装置工事は、原則3日前までに提出すること。
- (2) 穿孔・分水止等の作業は原則平日の昼間に行い、土日・祝日・夜間に行わないこと。
- (3) 道路を掘削する給水装置工事で、雨天等により工事日に変更がある場合、又は工事を中止する場合には、担当する区の給水装置係に連絡すること。
- (4) 集合住宅等の新設工事の場合には、まとめて申込みをして標識番号を連番にすること。

5 標識

標識は、指定工事事業者名及び電話番号を入れ、所有者の承諾を受け、わかりやすい位置に貼り、給水装置所有者及び使用者がわかるようにし、故障、修理に対応できるようにしなければならない。

6 道路復旧工事

- (1) 舗装道路の本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保し、舗装構成は道路管理者の指示、関係法令等に基づき埋め戻し完了後速やかに行うこと。また、工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧すること。
- (2) 速やかに本復旧工事を行うことができない場合は、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと。また、仮復旧は埋め戻し後直ちに施工し、表層材は加熱アスファルト合材を使用し、舗装構成は道路管理者の指示によるものとする。白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により標示すること。
- (3) 非舗装道路の復旧については、道路管理者の指定する方法により路盤工を施し、在来路面となじみよく仕上げること。
- (4) 影響幅を取り、残りが1.2m以下の場合には、その部分を含めて全幅復旧すること。

第9節 完成及び検査

1 完成

工事が完成したら、速やかに工事完成届出書を提出し、給水装置工事申込書（副本）及び工事写真を添付すること。

工事完成届出書提出後、検査手数料を納付書にて納付する。

2 検査の目的と範囲

条例第5条第2項の規定により、指定工事事業者の行う給水装置工事が適正に施工されているか検査を行う。

検査の範囲は、指定工事事業者が施工した給水装置すべてを含む。また、受水槽以下の給水設

備については、管理者が必要とする場合は検査の対象とする。

3 検査の種類

(1) 中間検査

入居後では通水試験の実施が困難な集合住宅又は保温工事施工後及び満水状態では配管の施工確認が困難な受水槽設備において、適時行う検査をいう。

(2) 完成検査

安全確実な給水装置工事の完成を期するため、給水装置工事申込書に基づいた工程の管理、工法、使用管材、外観及び機能について行う検査をいう。

(3) その他の検査

条例第 24 条及び第 36 条に基づく、管理者が管理上必要と認めた検査をいう。

4 検査の内容

(1) 水圧検査

テストポンプによる水圧試験を行ったとき、漏水、変形、破損等の異常がないか確認する検査をいう。

試験水圧は 1.75Mpa とする。(ただし、受水槽以下の給水設備、井水切替等は 0.75Mpa) 原則、逆止弁を外して水圧検査を行うこと。

水圧試験の手順は次のとおり。

ア メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。

イ 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプ内の水槽内に充水する。

ウ 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。

エ 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。

オ 加圧を行い、水圧が 1.75Mpa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 1 分間以上その状態を保持し、水圧低下の有無を確認する。

カ 試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。なお、止水栓より上流側についても同様な手順で水圧試験を行う。

HPPE 管の水圧検査については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の推奨する方法での施工を行うこと。

(2) 工法検査

配管（メーターの設置を含む）の施工方法や給水器具の取付方法及び、給水装置の防護材料等に対する検査をいう。

(3) 材料・材質等確認

使用材料及び材質が法で定められた適合品であるかを確認する。

(4) 外観及び機能検査

全体の外観及び通水後の各器具の作動状況の検査をいう。

(5) 水質検査

目視、におい、残留塩素測定検査により行う水質の検査をいう。測定結果の良否を給水装置工事申込書に記入し、併せて状況写真を提出する。

(6) 書類検査

給水装置工事が定められた工法に基づき、申込書の設計図どおり正しく施工されているかを写真等により検査をする。また、提出された図書が実際に施工されたものと整合しているかを検査する。

完成図の作成は、第 6 章第 6 節により作成し、材料表には実際に使用した材料と数量等を正しく記入する。書類検査、写真撮影の内容は、次のとおりである。

ア 書類検査の内容

- (ア) 工事箇所が確認できるよう、隣接する建物及び道路種別等が記入され、付近の状況がわかりやすいこと。
- (イ) 給水装置の構造、方位、建物の位置、隣地及び道路との境界をわかりやすく記入していること。
- (ウ) 工事施工部分を明記していること。
- (エ) 平面図と立体図が整合していること。
- (オ) 各部の材料、口径及び延長を明記していること。
- (カ) 隠蔽配管部を明記していること。
- (キ) 給水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用していること。
- (ク) 構造、材質基準に適合した適切な施工方法をとっていること。

イ 写真撮影の内容

- (ア) 工事着手前、完成後
- (イ) 分水箇所（サドル分水栓取付け、穿孔状況、洗管状況、コア打込み、スリーブ巻き、分水止）
- (ウ) 給水管引込状況（道路部分、メーター前後）
- (エ) ロケーティングワイヤー設置
- (オ) 洗管状況（逆止弁をはずして洗管）
- (カ) 埋め戻し作業（管下・管上の保護砂、タンパー等転圧状況、厚さが確認できるもの）
- (キ) 埋設明示シート、埋設明示テープ設置
- (ク) 舗装復旧（仮復旧）
- (ケ) 安全対策（交通整理人、バリケード等）
- (コ) 水圧テスト
- (サ) メーター、メーターボックス設置状況（メーター番号が見えるように）
- (シ) 標識番号シールの貼付状況
- (ス) その他、既設管との接続及び切り離し部分等の状況に応じて必要とするもの
- (セ) 残留塩素測定検査状況写真及び測定結果状況
- (ソ) 受水槽配管状況
（保温前後の流入管・定水位弁・子弁・タイマー・防虫網・越流面からの吐水口空間・マンホールの施錠）

以上の写真を申込書に添付して提出する。写真を撮影する際には、黒板等を用い写真説明するとともに、巻尺、スタッフ等で寸法や土被りを明確にする。また、撮影時に暗くならないようにフラッシュを照射する等注意をすること。

(7) 現地検査

完成後、完成図のとおり施工しているか現地で確認する検査であり、メーターの設置状況、道路等の復旧状態を確認する。また、書類検査で現地確認の必要がある場合も行う。現地検査の基準は次のとおりである。

ア 分岐部オフセット

正確に測定していること。

イ メーター、逆止弁及びボール式伸縮止水栓、メーターボックス

給水装置工事施工基準第3章第5節に適合していること。また、ボール式伸縮止水栓は、傾きがなく操作に支障がないこと。

ウ 止水栓

スピンドルの位置が筐の中心にあること。
承認された筐を使用していること。

エ 配管

口径、管種、延長、給水用具の位置が完成図と整合するとともに、配管経路、接合方法、構

造が適切であること。

逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間を確保していること。

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結していないこと。

水の汚染、侵食破壊、凍結等を防止するための適切な措置をし、クロスコネクションをしていないこと。

オ 給水器具の取付け

性能基準適合品の使用と取付方法の確認

カ 受水槽

受水槽の吐水口と越流面等の位置関係、受水槽の蓋の施錠及び進入防止のフェンス等の確認

キ 機能検査

通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態、全体の外観等についての検査をいう。

(8) 集合住宅の検査

アパート等の集合住宅が完成したときに入居者が入る前に行う。メーターの設置状況と装置番号、メーター番号、配管先の部屋が一致するかを確認する。

(9) 破壊検査

現地が完成図と不一致と思われる場合に、給水装置及び給水装置の隠蔽部分を破壊し行う検査をいう。

5 検査結果

検査の結果は次のとおりである。

(1) 合格

検査の結果、完成図が施工したものと整合していると確認され、給水装置として適していると認められるもの。この場合は検査合格となり、工事完了となる。

(2) 修補指示（不合格）

検査の結果、完成図と施工したものが整合していないと確認され、給水装置として不適切であると判断されたもの。その場合は、管理者が定める期間内に修補し、修補検査を受けること。

給水装置が適していると判断されても、他の施工が不適切である場合などは修補を指示する。この場合にも修補検査を受けること。

完成図に誤りがある場合は、訂正して再提出する。

(3) 給水停止

検査の結果、施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないことが判明した場合には、基準に適合するまで給水を停止する。また、給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用したことが判明した場合や、検査を拒んだ場合も給水を停止する。

6 工事完了

道路、河川等の給水装置工事で、管理者より工事完了届を提出するよう指示があるものは、工事完了後速やかに工事完了届を提出しなければならない。